

令和6年度包括外部監査の 結果に対する措置等について

監査テーマ 国際文化観光事業及びスポーツ事業に関する財務事務の執行について

公益財団法人かながわ国際交流財団（財政援助団体等）

公益財団法人神奈川文学振興会（財政援助団体等）

公益財団法人神奈川芸術文化財団（財政援助団体等）

	ページ
1 令和6年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況・・・・・・・・・・	1
2 （参考）令和6年度包括外部監査の結果に付された意見に対する対応状況・・・・・・・・	7

1 令和6年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
1 指定管理業務の第三者委託について 神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第15条第2項において、指定管理業務の一部を受託した第三者がさらにほかの第三者に委託することを原則禁じており、あらかじめ県が認めた場合に限って許容される旨規定されている。これは、複数の第三者が介在することによる、いわゆる利益の中抜きを防止し、もって公金を原資とした指定管理料の肥大化を防止するためである。 そうであるにもかかわらず、県は指定管理者の管理業務の一部委託を受託した第三者からさらにほかの第三者へ委託した場合に入手すべき協議書類を一切入手しておらず、また該当する委託の有無についての確認も行っていなかった。このような状況は、公金を原資とした指定管理料の肥大化防止の趣旨を脱却することと同義であり、県が知らないうちに再委託の再委託が無限に続く可能性すら否めないこととなる。 したがって、県は、神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第15条の趣旨を十分に理解し、指定管理者を通じた協議書類を適時に受領するとともに該当する委託の有無を定期的に確認するなどして、再委託の妥当性について検討できる体制を構築されたい。 （令和6年度包括外部監査結果報告書P52）	指定管理者から第三者に対する委託が見込まれる業務については、令和7年度以降、その内容、期間、委託が必要な理由、相手方、相手方の監督方法、その他必要事項を、年度当初に一括して、指定管理者から県に報告することとした。 なお、業務の性質により年度当初に報告することが難しいものについては、各月の月例業務報告書により報告を求めることで、委託の有無を確認することとした。	文化課
2 アートホールの実績報告書等の公表について 神奈川県立かながわアートホールの管理に関する基本協定書第52条を見ると、県と指定管理者は、毎年度の実績報告書、実績報告書等をそれぞれのHPに掲載し、県民への周知に努めるべきこととされている。 しかしながら、監査日現在、県及び指定管理者である公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ（神奈フィル及び株式会社横浜アーチスト）のいずれのHPにおいても当該情報は公表されておらず、また、アートホールのHPにおいても一切情報が公表されていない。 そこで監査人が一切の情報が公表されていない理由を県に質問したところ、県からは「公表は失念により現在指定管理者で掲載準備中です。」との回答であった。 県及び指定管理者である公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループは、まずは基本協定書に基づき、相応の期間における実績報告書等の必要な情報を迅速に公表するなどして県民へ	監査の結果を踏まえ、県及び指定管理者のホームページにおいて、遅滞なく事業計画書及び実績報告の公表を行うこととした。 また、令和7年度から令和11年度までの指定期間に係る「神奈川県立かながわアートホールの管理に関する基本協定書」において、事業計画及び実績報告書等の公表を明記した。 なお、情報公開に係る県の確認については、基本協定及び年度協定における指定管理者の提出書類や公表資料を一覧化し、それぞれの項目について、期限を定めて確認を行うことで、不履行を防止・発見できる体制を整えた。	文化課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
の周知を徹底されたい。 また、指定管理者制度の運用に関する指針において規定されているように、指定管理業務の実績を評価するためには事業計画書も当然に公表すべきであると考えられることから、基本協定書及び年度協定書において公表すべき情報に事業計画書が含まれている旨を明文化するとともに、適時適切な情報公開がなされているかどうかを県が確認できる体制を強化されたい。 （令和6年度包括外部監査結果報告書P70）		
3 津久井湖観光センター耐震性問題の抜本的かつ早急な対応について 津久井湖観光センターの建物は、令和2年7月の耐震診断の結果、震度6以上の地震で倒壊又は崩壊の可能性が高い。診断結果直後の方針は耐震補強であったが、その後、相模原市への移譲で調整がなされたことから、耐震補強が保留された現在も、相模原市と調整中である。 物産を販売する観光協会や店舗のスタッフには施設の耐震が不足していることを周知のうえ、安全対策として地震対応マニュアルを作成するとともに、2階の休憩スペースを閉鎖しているが、建物1階の店舗等は現在も利用されていることから、非常に危険な状態にある。 令和6年7月には相模原市に、安全面を考慮し令和6年度末をもって貸し出しを終了する旨を伝達したとのことであるが、当該施設について、県は抜本的な対策を早急に講じられたい。 （令和6年度包括外部監査結果報告書P107）	施設建替えに係る交渉を終え、令和7年4月に相模原市へ譲渡した。現在、相模原市により速やかな建替えに向けた手続きが進められている。	観光課
4 詳細アンケートの提出期限について 指定管理者は、基本協定書に基づいて、詳細な内容のアンケートを定期的実施し、その結果及び対応状況を取りまとめたうえ、調査終了後、一定の期間内に、県に報告書として提出しなければならない。この提出期限は、基本的には調査終了後10日以内であるが、山岳スポーツセンターのみ調査終了後30日以内と規定している。 そこで、監査人は令和5年度の「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」が期限内に提出されているかを確認したところ、スポーツ会館及び西湘スポーツセンターが期限内に提出されていなかった。 このような事態は、指定管理者の問題だけではなく、県にも問題があったと言わざるを得ない。すなわち、県は指定管理者から「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」の提出を受け、その状況を把握するとともに、必要な対応を指示しなければならないところ、それが遅延しているという問題が生じている。 したがって、県は、指定管理者に対して、基本協定に基づき、「詳細アンケートの結果及び対応	監査の結果を踏まえ、指定管理者に対し、「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」の提出期限の遵守について指導を行い、所属担当者と指定管理者間で意識の共有を図った。 その結果、令和6年度においては、全ての指定管理施設の当該報告書を提出期限内に受理した。 なお、当該報告書の提出期限については、令和5年度に遅延のあった施設において「調査終了後10日以内」としており、他の指定管理施設と比較すると期限が短く、指定管理者の事務負担が大きくなっていたことが遅延の原因の1つと考えられたため、これらの施設については、令和7年度以降の基本協定書の締結	スポーツ課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
状況を取りまとめた報告書」を期限どおり提出するよう指導されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書P162)	にあたり、提出期限を「調査終了後10日以内」から、他の指定管理施設と同様の「調査終了後30日以内」へと延長する見直しを行うこととした。	
5 資金運用規程の運用の徹底について 資金運用の手続を定めた公益財団法人かながわ国際交流財団資金運用規程第6条においては、資金運用を行う場合は原則として2社以上の金融機関から「提案書」を提出する引き合いによるものとし、その内容を比較して決定することとする旨が規定されている。また、同規程第9条においては、金融商品を購入もしくは売却する場合は、事務局長は同規程第9条の各号に定める書類を作成・添付し、専務理事の決裁を得ることとする旨が規定されている。 しかしながら、令和5年度における投資有価証券の購入及び売却の手続において、2社以上の金融機関による「提案書」の内容を比較して決定しておらず、1社からの「提案書」の内容を基に決定していた。また、金融商品を購入もしくは売却する場合に作成しなければならない書類（引合書及び引合結果表）を作成していなかった。 この点、資金運用規程は、公益財団法人かながわ国際交流財団（以下「K I F」という。）の基本財産及びその他の財産の資産価値の維持を図ること等を定めた重要な規程であると考ええる。 したがって、金融商品を運用する場合においては資金運用規程に定められた手続の運用を適切に行うよう徹底されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書P167)	金融市場は変化が激しく、証券会社との取引の中で、照会から売買決定に至るまでに厳しい時間的制約がある。そこで、収益性、安全性を総合的かつ慎重に考慮の上、資金運用規程の「原則として」の取扱いの例外として対応してきた。 しかし、監査の結果を踏まえ、当該規程の主旨を遵守するとともに、次回理事会において、例外として対応してきた部分について、状況に応じた手続きが選択できるよう規程に明文化する方向で検討を行うこととする。	K I F (国際課)
6 起案書における必要事項の未記載について K I Fでは、投資有価証券を購入及び売却する場合、起案書を事務局長が作成し、別添として債券の入替案及び証券会社からの資料を添付し、専務理事の決裁を得ている。 そこで、有価証券の購入及び売却に係る決裁資料の提示を依頼し、閲覧したところ、起案書において、決裁日や文書管理番号の記載がないものが散見された。 この点、決裁日や文書管理番号の不記載は、文書の信頼性の低下を招き、関係者の誤解や混乱を招く恐れがある。 したがって、K I Fは、投資有価証券を購入及び売却する場合の起案書について、決裁日や文書管理番号等の記載事項について、記載漏れがないよう徹底されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書P168)	起案書の稟議の過程で、複数の職員が起案書に記載漏れがないよう都度確認を行うことによりチェック体制を強化し、再発防止に努めていく。	K I F (国際課)
7 財務規程の運用の徹底について 財務に関し必要な事項を定めた公益財団法人かながわ国際交流財団財務規程第21条によれば、	実務上の現金出納の頻度が極めて低いことを踏まえ、小口現金の使用頻度を検証し、	K I F (国際課)

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月月末の残高を銀行帳簿と照合してその正確性を期さなければならないこととされている。 しかしながら、K I F では小口現金の残高照合を毎日行わず、小口現金の使用や戻入等の入出金があった日のみ残高照合が行われていた。 この点、日々の業務の中で使用する少額決裁用の資金である小口現金については、一般的に、担当者が小口現金を私的に流用する不正が発生した結果、実際には存在していない小口現金が資産として計上される、すなわち架空の資産が計上されるリスクがある。このようなリスクに対しては、日々の実査、実査結果と帳簿残高との照合及び上長による承認、適切な職務分掌、担当者のローテーションなどの内部統制を構築することが重要であり、財務規程第 21 条で定められている金銭の残高照合は出納事務の正確性を担保するための重要な手続である。 したがって、小口現金の残高照合については、財務規程第 21 条で定められた手続を適正に行うよう徹底されたい。 (令和 6 年度包括外部監査結果報告書 P171)	これを保有し続けることの意義と事務管理コスト（職員の時間コスト）を比較考量することで、財務規程第 21 条に定められた手続きと従前の事務とを再検証し、より適切な事務の在り方を検討していくこととする。	
8 収支計画及び収支決算書の人件費について 文学振興会は、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第 11 条第 1 項及び第 2 項に基づいて、指定管理業務を行うに当たっては、毎年度、収支計画を作成し、県に提出している。また、文学振興会は、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第 47 条第 1 項に基づいて、年度ごとに管理業務の実績を記載した実績報告書（業務委託実績報告書含む。）及び財務書類等を県に提出している。 監査人が文学振興会の令和 5 年度の収支計画及び収支決算書を確認したところ、人件費支出について、租税公課である支払消費税が含まれていることを識別した。理事会で承認される正味財産計算においても人件費が計上されているが、この人件費には消費税が含まれていないため、県に報告した収支決算書の人件費と金額的に一致していないことになる。 したがって、文学振興会は、今後、県への実績報告書に添付する資料として収支計画及び収支決算書を作成する際、人件費に消費税を含めないこととされたい。 (令和 6 年度包括外部監査結果報告書 P183)	これまで、他の費目と区分する意図から、人件費の費目に消費税を計上していたが、令和 6 年度以降の実績は、租税公課として別科目を設け報告書を作成し、人件費に消費税を含めない形式で県に資料を提出することとした。	文学振興会 (文化課)
9 理事会における理事の職務の執行状況の報告の必要性について 文学振興会は、定款第 32 条第 5 項において、理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の	理事長、副理事長及び専務理事は、引き続き、理事会において定期的に自己の職務の執行状況を報告するとともに、今後はその内容を議事録に記	文学振興会 (文化課)

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
執行の状況を理事会に報告しなければならないと規定している。しかしながら、監査人が令和5年度に開催された理事会の議事録を確認したところ、理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況に関する記載が無かった。 そもそも、文学振興会の定款第32条第5項の規定が理事会において理事の職務執行の報告を求めているのは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第2項第2号の規定が理事会に「理事の職務の執行の監督」を求めているからに他ならない。理事の職務には、法人の出納その他の業務が当然に含まれる。特に、重要な財産の処分や譲り受け、多額の借財等の財産に関する事項が生じた場合には、理事会で事前に承認を得たうえで、その職務を執行しなければならない。 したがって、文学振興会の業務執行を実施する理事長、副理事長及び専務理事は、定款第32条第5項の規定に基づいて、定期的に自己の職務の執行の状況を理事会に報告されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P185)	録として残すこととした。	
10 評議員、理事及び監事の変更登記遅延による財務責任の所在について 文学振興会は、評議員、理事及び監事の改選があった場合には、定款第16条第3項及び第31条第7項の規定に基づいて、2週間以内に、これを変更登記することが必要である。しかしながら、令和5年5月24日に開催した評議員会において、評議員、理事及び監事の選任を決議しているにもかかわらず、その変更登記が令和5年6月20日になされている。 このような事態は、事業報告書及び決算報告書等の作成・公表に責任を負う評議員、理事及び監事について、責任の所在が不明確な期間が想定よりも生じていることになる。 したがって、文学振興会は、評議員、理事及び監事に異動があった場合、定款第16条第3項及び第31条第7項の規定に基づいて、2週間以内に変更登記をすることとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P187)	今後は定款に則り、期限内の変更登記を徹底することとした。	文学振興会 (文化課)
11 役員報酬について 公益法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条各号に定める、いわゆる公益認定基準を満たす必要がある。認定法第5条第13号においては、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、(中略) 不当に高額なものとならないよう、役員報酬の支給基準を定めることが規定されている。したがって、公益法人の役員報酬は、公益認定基準の一つとして、重要な勘定科目である。 また、公益法人会計基準の第5財務諸表の注記の(14)において「関連当事者との取引の内容」	令和6年度決算から、芸術監督及び芸術参与に対する支払いは、正味財産増減計算書の「委託費」科目に分類することとし、「役員報酬」科目から除外することとした。	芸術文化財団 (文化課)

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
に関する規定が定められている。これに関して、当該基準の注解（注17）の3の（2）においては、役員報酬（報酬、賞与及び退職慰労金等）の支払いを「関連当事者との取引の内容」の注記対象から除外する旨が規定されている。このようなことから、公益法人の役員報酬は、公益認定基準の観点のみでなく、会計の観点からも重要な勘定科目である。したがって、役員報酬とそれ以外は明確に区別することが必要であると考えられる。 芸術文化財団の令和5年度の役員報酬は、事業費で45,675千円、管理費で1,573千円、合計47,248千円である。この事業費の役員報酬の内訳は、公益目的事業40,928千円及び収益事業4,747千円である。 しかしながら、監査人は芸術文化財団の令和5年度の役員報酬のうち事業費45,675千円の中には、理事、監事及び評議員ではない者、すなわち芸術監督及び芸術参与に対するものが含まれていることを識別した。芸術監督及び芸術参与は個人として芸術文化財団との間で業務委託契約を締結している。 したがって、芸術文化財団は、公益認定基準及び公益法人会計基準の観点から、正味財産増減計算書の「役員報酬」として、芸術監督及び芸術参与に対するものを除外することとされたい。 （令和6年度包括外部監査結果報告書P195）		

2（参考） 令和6年度包括外部監査の結果に付された意見に対する対応状況

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
1 地球市民かながわプラザの貸出施設の利用率と有効活用について 地球市民かながわプラザには、ホール、会議室、展示室などの貸出施設が13室存在している。そこで監査人が当該施設の利用状況を質問したところ、保育室及び映像ホールを除き、全体的に利用率が高い回答を得た。保育室については直近3年連続で利用率が50%を下回っている。 ここで、県の利用率の算出方法が時間単位ではなく、日単位を用いている点に留意が必要である。日単位とは、当該予約区分（時間毎）に一つでも予約が入っていれば、その日を利用した日とみなして算出しているからである。 そこで監査人は、時間毎（9時～22時までの1時間毎）に基づいた利用実績を入手し、各施設の平均利用率を計算したところ、日単位の利用率と比べて全体的に低い結果であることを確認した。特に保育室の平均利用率は10%前後である。また、各施設共通して、19時以降の時間帯で利用率が低くなっている傾向を確認した。 したがって、県は、これまでの日単位の利用率の実績や利用件数、利用料の実績のほか、利用時間ごとの利用実績によって利用率も算定し、もって施設利用の促進等に資する方策に活用することとされたい。 （令和6年度包括外部監査結果報告書 P29）	貸出施設については、ホームページなどで利用促進を図っているところであるが、監査の結果を踏まえ、これまでの方法に加え、利用時間ごとの利用率も活用していくこととする。	国際課
2 地球市民かながわプラザの貸出施設に関わる未利用率に対応する減価償却費について 地球市民かながわプラザの指定管理業務の対象となっている貸出施設の一部の利用率が新型コロナウイルスによる影響を除いても低迷した状況が続いている。 約113億円を投じて建設した地球市民かながわプラザの延床面積から算出される減価償却費をもとに推計した未利用率に対応する減価償却費は、令和5年度の実績で年間約24百万円と推計される。 未利用の原因は、様々な要因が複合的に絡み合っていることから、容易に利用率を向上させることは難しいとは考えられるが、未利用の状態はそれに対応する減価償却費が伴っているという意識（過去の投資を有効に活用できていない）のもと、貸出施設の利用率向上に努められたい。 （令和6年度包括外部監査結果報告書 P31）	施設の設置目的を果たすためには、貸出施設の一層の利用の増加を図る必要があることから、未利用の状態はコストが伴っているという認識を持った上で、今後も当該施設を管理運営している指定管理者と連携しながら、ホームページでの広報内容や貸付手順の見直し等を行うことにより、貸室の利用率向上に努めていきたい。	国際課

3 KANAFAN ステーションの利用率の把握について 県は、「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を拠点に留学生支援事業を行っており、当該 KANAFAN ステーションの運営を外部に委託している。県は、外部委託先から利用者数の実績について報告を受けているが、この利用者数のみからでは KANAFAN ステーションの有効性・効率性を正確に把握することは困難であり、したがって、利用率向上の対策を講じることも難しい状況であると言える。当該報告においても平日の午前中の利用が課題であると記載されていることから、県は、時間帯別の利用率を把握するなどして、事業の有効性・効率性を判断するために必要な情報を把握し分析することとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P38)	令和7年度から、KANAFAN STATION の時間帯別利用率を把握することにより、今後の効果的な分析に活かしていく。	国際課
4 KANAFAN ステーションの有効活用について KANAFAN ステーションについては、費用対効果の観点、また留学生が留学生同士、日本人学生又は地域の方々等、人と人との交流を深める場として、人のぬくもりを感じることができるリアルの場が存在することに重要な意味があると考えられるため、オンラインによる支援等も図りつつ、引き続き KANAFAN ステーションの利用率向上に努められたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P38)	KANAFAN STATION の利用率向上のため、今後、効果的な広報周知やイベントの開催などを通じて、留学生や日本人学生、地域の方々が気軽にステーションを利用できる仕掛けづくりを行っていくこととする。 なお、令和7年度の委託仕様書に、ステーションの利活用促進（広報強化・イベント開催等）、ステーションでの日本文化体験プログラムの実施（年20回以上）を記載した。併せて、県のホームページ「Study in Kanagawa」でもイベントの周知を行うこととした。	国際課
5 「KANAGAWA FESTIVAL」事業の効果検証と今後の継続について 県は、これからの未来を担うベトナムの学生たちを対象に、県への留学や就労に関する情報や、観光、文化など様々な面での魅力を発信している。県に対する関心を高め、県とベトナムの将来にわたる交流促進に繋げていくことを目的として、「KANAGAWA FESTIVAL in DANANG 2023」及び「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2023」を開催している。 「KANAGAWA FESTIVAL in DANANG 2023」について、県は、委託事業者から実施報告書を入手している。当該報告書には「来場者のアンケート結果」等を記載することになっているが、この効果（当該事業を通じて県へ留学もしくは就職したという効果）の持続性を検証していないことから、事業におけるPDCAという観点から、事業終了後の翌年度以降、継続的な効果検証を行う方法を検討されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P41)	学校単位で参加者を募集しているため、参加した学生一人一人と直接連絡を取り合うことは困難であるが、KANAGAWA FESTIVAL in DANANG への参加学校から、県に留学・就職した人数の情報提供を受けることにより、効果的な検証に活かしていく。	国際課

6 県民ホール、芸術劇場及び音楽堂のリスク分担について 県民ホール、芸術劇場及び音楽堂について、特定資産関連収支を除く収支差額が令和4年度、令和5年度と2期連続で赤字となっている。その要因の一つに電気代の価格高騰が挙げられるが、そのコスト負担について二つの問題点が検出された。 一つは、指定管理者との間で締結されている協定書内のリスク分担表で定義される不可抗力の適用範囲であり、いま一つはリスク負担額の計算式において採用する乗率の考え方である。いずれも曖昧な状態で運用されることによって、本来は県が負担すべき電気代を指定管理者との間で按分する結果となっているが、このような運用をしている指定管理者制度の継続性が脅かされ、持続可能な公共サービスを提供することが困難となる可能性が高い。 したがって、県は指定管理業務におけるリスク分担の運用について改めて整理するとともに、継続的な運用を担保するよう努められたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P50)	今般の電気代の高騰は、協定締結時に想定していた範囲を上回るものであるため、県全体で統一のルールにより、県及び指定管理者の負担額を算出しているが、リスク分担表における不可抗力の適用範囲及び乗率の定義について、監査の結果を関係部署に共有していく。	文化課
7 指定管理業務の月例モニタリングについて 神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第47条第2項において、月例モニタリングを行うに当たり、県が求めた場合は、指定管理者は年度途中における収支状況を報告しなければならない旨、規定されている。 ところが、監査人は県に対して、どのタイミングで月例モニタリングによる収支状況の報告を芸術文化財団に求めたのかを確認したところ、月次の収支状況の報告は一切求めていないとの回答であった。 公の施設の設置者としての県は、指定管理者の財務的な影響について直接的な責任を負う必要はないが、指定管理者の経営状況の悪化に伴って指定管理業務に何らかの悪影響が発生してしまえば公の施設における公共サービスの提供に問題が生じてしまうことになる。 したがって、県は施設運営の急激な変化に応じ、指定管理者に対して収支状況の報告を求め、公の施設の設置者として円滑な公共サービスを継続して提供できるよう体制を強化されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P53)	令和7年度から、指定管理者に対して上半期終了時点での当該年度の決算見込みの提出を求め、年度半ばにおける指定管理者の財務状況を確認することとした。また、引き続き指定管理者との連絡を密にし、必要に応じ指定管理者の運営状況を確認していくこととする。	文化課
8 モニタリング結果報告書における利用者満足度評価について 県は、公の施設の利用者の苦情・意見等を施設の運営に反映し、指定管理業務のサービス水準の向上を図るため、利用者の満足度調査を実施すべき旨を基本協定書において規定し、モニタリング結果報告書において利用者満足度評価を行っている。	令和6年度から、モニタリング結果報告書の作成に当たっては、利用者だけでなく来館者のアンケート結果も利用者満足度評価の指標として採用することとした。 なお、ホームページ閲覧者は指定管理者ホームページに対する評価をしており、施	文化課

監査日現在に確認できた令和4年度のモニタリング結果報告書において、県民ホール、芸術劇場、音楽堂及びアートホールのそれぞれの評価結果を見ると、利用者アンケートの回収数が県民ホール及び芸術劇場 25 件、音楽堂 10 件とアートホールの 511 件と比べて少ない状況であった。このような状況であるにもかかわらず、いずれの施設も S 評価とされ、指定管理業務の評価結果とされている。 そこで、監査人が前者の利用者アンケートの回収数が少ない理由を確認したところ、利用者満足度評価の対象を貸館の利用者のみに限定しており、来館者やHP閲覧者を含めて評価していないことが検出された。 神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書及び年度協定書を見ると、利用者満足度調査の対象を来館者、利用者及びHPの閲覧者とされているのであるから、モニタリングの評価対象に来館者やホームページ閲覧者のアンケート結果を含めていない現状の運用は不適切であると言わざるを得ない。 指定管理者制度における利用者満足度評価は、費用対効果における効果を測定するための重要な要素であることから、県は基本協定書及び年度協定書で締結された内容に即して利用者満足度調査結果を評価し、もって指定管理者制度の適切な運用を実施されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P58)	設におけるサービス内容の総合的評価をしているわけではないため、当該報告書の指標としては採用しない。	
9 芸術劇場ホール吊物機構操作卓等更新工事に係る入札について 県では、令和5年度に「ホール吊物機構操作卓等更新工事」を契約金額 212,080 千円（税込み）で条件付き一般競争入札により発注している。当該工事の詳細設計を見ると、ホール吊物機構操作卓等更新工事費には、設計費、部品費、現地工事費、試運転調整費、検査費、操作教育費、運送搬入費及び産廃処理費から構成されているが、仕様書のスペックの記載が曖昧であった。また、県の説明によれば、本工事の予定価格を設定するための参考見積書を吊物機構システムの製作会社からしか入手しておらず、他者からの参考見積書を入手していないとのことであった。 このような状況にあつては、一連の契約手続の流れの中で経済性を担保することできたかどうかを客観的に検証することが困難であると考えられることから、県は工事発注の際の予定価格が妥当な水準で設定されているのかどうかを確認する体制を強化するとともに、経済性を担保できるような体制を構築されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P62)	令和7年度工事から、仕様書の記載について、一般の仕様とは異なる環境等を想定している部品については、「工業用」等と明記することとした。 また、工事の参考見積りにについては、「施工に際しては、当該システム全体を把握し、施設としての特性、建築時の設計情報や更新対象設備の実地での使用環境及び使用条件を理解した上で正しく設置・設定するとともに、システム全体との整合性を確保し、動作を確認する」ということを踏まえた見積りが必要であるため、現在のシステムを構築し、保守を行っている業者以外からの見積書の入手は困難であるが、工事で使用する部品のうち、「工業用」等の特殊なものではなく、Web ページなどで、市場価格を調査できるものにつ	文化課

	いては調査し、見積書の金額と著しく乖離していないかを確認することとする。	
10 アートホールの指定管理業務の公募について 令和6年1月にアートホールの第4期（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）にかかる指定管理業務の公募が開始されているが、県のHP上で公表されている第4期の想定収支は通常の民間事業者等が適正な意思決定の下で応募することができない条件で公募がなされているように誤認を招く恐れがある内容となっている。 具体的には、一見すると想定収支で見積もられた人件費では募集要項の条件を満たすことができないであろうと解釈される可能性が高いため、新たに応募しようとする者にとって説明を注意深く確認しなければ不採算となる公算が大きいと誤導する結果となっている。 県の主張によれば、指定管理業務は公募が原則であることから公募としたとのことであるが、通常の民間事業者等が応募できないような条件で公募したとしても実質的な競争性は何ら担保されず、経済性も発揮できない。また、類似施設である音楽堂は、県の文化行政と一体的に行うことを目的として指定管理業務を非公募によって行っている。 今後も引き続きアートホールの指定管理者を公募しようとするのであれば、施設の推定収支を精緻に見積もるとともに、人件費の積算を明示することにより、他の民間事業者等との競争性など、公募に係る公平・公正な競争環境を確保することとされたい。 （令和6年度包括外部監査結果報告書 P68）	次期指定管理者の募集に当たっては、募集要項の想定収支のうち人件費について、業務委託料に含まれる人件費相当分の積算も明確に分かるように記載することとする。	文化課
11 神奈フィルに対する補助金について 令和5年度の神奈フィルに対する補助金は232,522千円交付されているが、所管課におけるモニタリングは実施されておらず、また、補助金交付の決定に際して確認する事項に不足が生じている。具体的には、県は確認事項として①各事業の予算額は適切かという点と、②算出方法（事業別補助率、補助対象経費）が適切かという点を挙げているが、実際には補助金の実績報告書における書類審査にとどまるため、補助対象経費が正確に集計されているのか、事業単位の収支については確認が不足している。 したがって、県は事業年度単位で実効性のあるモニタリング、例えば総勘定元帳の通査やサンプリングによる試査などの技術を用いて補助対象経費の集計の妥当性を検証するとともに、事業単位の収支についても検証できる体制を構築されたい。 （令和6年度包括外部監査結果報告書 P76）	令和6年度から、補助金に係る額の確定手続きにおいて、事業単位での収支について確認するとともに、補助対象経費等の集計の妥当性について、現地調査において総勘定元帳等により確認を行うこととした。 令和7年度以降の補助金の交付決定においては、予算における事業単位での収支について確認を行っていくこととした。	文化課
12 神奈川近代文学館の利用率と有効活用について	文学振興会のネットワークを活用して、教育機関や学	文化課

文学振興会は、県の指定管理者として、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第8条第2項に基づき、神奈川近代文学館のホール、中会議室、小会議室及び和室の利用の受付及び承認（取消しを含む。）に関する業務や利用案内に関する業務等を実施する必要がある。文学振興会が県に提出している事業計画「2 管理施設の運営に関する業務」（1）ホール等の利用の受付、利用の承認（取消しを含む。）に関する業務において、ホール等の利用の受付及び承認に関する業務の遂行に当たっては、利用者の利便を図るとともに、広報に努め、利用率の向上を図るものとしている。 そこで監査人は、文学振興会の過去3年間における事業報告で報告されている神奈川近代文学館のホール等の利用日数、指定管理事業・自主事業の利用日数及び利用可能日数に基づいて、その利用率を算出したところ、ホール等の利用率が上昇傾向にあることを確認した。しかしながら、この上昇は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが、令和5年5月より、感染症法上の2類相当から5類感染症になったため、以前の水準に戻りつつあるに過ぎないと考えられる。特に、ホール、中会議室及び和室については、令和5年度の利用率が50%を下回っており、神奈川近代文学館のホール等の有効活用が十分とはいえない。 したがって、県は、神奈川近代文学館のホール等の有効活用の観点から、各施設の利便性や広報を改善するなどして利用率の改善を図るよう、文学振興会に助言や必要な支援を実施されたい。（令和6年度包括外部監査結果報告書P78）	会関係、芸術文化団体などを対象に、新規利用者の開拓を目的とした広報を強化し、利用者増加を図るとともに、令和7年7月に利用者アンケートで要望が多かったWi-Fi環境の改善を行うなど利便性を高めることにより、利用率の向上を図る。	
13 県民ホールの利用率と有効活用について 県民ホールの大ホールについて、条例設定の利用枠ごとに、令和6年3月の利用申込書による利用実績を当てはめると、その利用率は71.2%（＝62÷87）となる。これに対して、指定管理業務実績報告書における令和6年3月の大ホール利用率は82.7%である。このように、10ポイント以上の差異が生じる原因は、条例の設定枠が1日当たり3枠で設定しているにもかかわらず、指定管理業務実績報告書の利用率が1日1枠で設定し、条例枠の一つでも利用があれば1日利用されているとして算定していることにある。 条例に基づく利用料金設定が、1日3枠とし、曜日や時間帯に応じて変動している趣旨を鑑みれば、県は、全ての施設について、条例設定の利用枠ごとの利用実績によって利用率を算定し、もって管理施設の有効活用に資する方策に活用できるよう、芸術文化財団と調整されたい。（令和6年度包括外部監査結果報告書P84）	県民ホールは令和7年4月から休館しているが、芸術劇場と音楽堂については令和7年度より、これまでの1日1枠での利用率に加え、1日3枠での利用率を算出し、月例報告書により毎月報告を求めることとした。その上で、両利用率の乖離が大きい場合は芸術文化財団に状況を確認し、空き枠を貸し出せるよう工夫を求めている。	文化課
14 県民ホールの小会議室の利用制限の見直しについて	県民ホールは令和7年4月から休館中であるが、建替え後は、監査の結果の趣旨を	文化課

県民ホールの会議室について、条例設定に基づいて利用枠を算定する全体枠は58である。このうち、令和6年3月の利用実績は、大会議室の利用枠が30枠で利用率は51.7%（＝30÷58）、また小会議室の利用枠が14で利用率24.1%（＝14÷58）となる。 小会議室の利用率が特に低い原因の一つが、小会議室の利用条件が単独の利用を認めておらず、大会議室と併用する場合のみ、その利用を認めていることが考えられる。このような利用条件を設ける理由を質問したところ、芸術文化財団から「大会議室と小会議室は扉で往来可能な構造であり、また音が漏れ伝わる構造にあるため」との回答を得た。そうであれば、同時に異なる対象者に対して大小の会議室を同時に貸し出すことは適切とは言えないということは理解できる。 しかしながら、そもそも大会議室の利用率が50%程度であることから、約半分の枠は小会議室のみの利用を希望する者に貸し出すことが可能であると考えられる。 したがって、大会議室の利用予定がない枠についてまで小会議室の利用を制限することは、公の財産の有効活用を図る観点から適切とはいえない。したがって、県は、県民ホールの小会議室について、単独利用を全面的に禁止する取扱いを見直すよう、芸術文化財団と調整されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P87)	踏まえた運営に努めていく。	
15 アンテナショップ運営委託の見直しについて アンテナショップ「かながわ屋」の運営管理は、形式的には受託者である観光協会が県から受託して実施しているが、実質的には観光協会の主たる事業そのものの一つであることから、観光協会が管理運営するアンテナショップの経費の一部を県が補助しているものと解釈することができる。このように解釈した場合、県が負担している委託金額は、実質的には「かながわ屋」の運営経費に対する補助金等の交付であると考えられる。仮に県が今後は補助金等として交付した場合、交付する金額は、補助金等の対象となる観光協会側での運営経費について消費税等が課税された金額となるが、この運営経費のうち人件費は消費税等が課税されないことから、現在の契約内容と比べると人件費に係る消費税等相当額だけ県の負担額が少なくなるものと考えられる。 したがって、県は、アンテナショップ運営管理について、補助金等の交付とするか委託費用の支払いとするかを再検討するとともに、それぞれの選択に応じて、その支払金額の見直しをされることとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P90)	アンテナショップの運営管理について、令和7年度より、神奈川県観光協会に業務移管し、補助金の交付を行うこととした。	観光課
16 アンテナショップの新たな立地について 県のアンテナショップは横浜駅に隣接するさとう横浜店地下2階「かながわ屋」一か所である。	アンテナショップを運営する神奈川県観光協会と協議を行った結果、県内全域の	観光課

「かながわ屋」に来店する利用者の多くは鉄道を利用して横浜に来る方と考えられるが、例えば、県内に観光で来る方の交通手段を電車に限らず、自家用車及び観光バス等の自動車も多いと想定すれば、アンテナショップの立地の候補地としては、県内外の高速道路SAやPA、道の駅、空港等も考えられる。 現在、県内には、道の駅が四か所存在し、このうち「箱根峠」及び「山北」の二か所については県土整備局道路部が管理し、町が運営を行なっている。観光課が所管する施設ではないため、今までアンテナショップとして利用されていなかったようであるが、新たにアンテナショップを開設すれば、道の駅としての機能を高めるとともに、県の観光事業の有効性を高めるという相乗効果を期待することができる。したがって、観光事業の有効性の観点から、現在アンテナショップを運営している観光協会と調整のうえ、道の駅の運営を行っている町や施設を管理している県土整備局と協議し、関係者で連携することによって、道の駅に新たなアンテナショップを設けることを検討されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P93)	名産品の情報発信等を担うアンテナショップの役割に対し、道の駅は、設置市町村とその周辺地域との連携機能を役割としていることから、アンテナショップの設置は困難である。 なお、神奈川県観光協会は、令和7年度より販売経験の豊富な店長を採用し、新たな体制で「かながわ屋」の運営を開始するとともに、今後、店舗の改修や展示販売商品の見直しなどを予定していることから、現状はそごう横浜店の「かながわ屋」の運営に専念することとした。	
17 観光の核づくり推進補助金実績報告書の様式の見直しについて 補助金により事業者が取得した財産については、補助対象となる事業目的達成のために使用することを前提としており、他の目的のために利用することや財産の処分を制限している。そこで、令和2年度から令和5年度までの観光の核づくり推進補助金実績報告書を確認したところ、そこには取得した財産が具体的に明示されていなかった。したがって、事業経費に係る見積書等を精査しなければ、補助金により取得した財産を把握することができない状況である。 このような状況では財産の使用を制限することの実効性を損なう恐れがあることから、実績報告書の様式「実績額の内訳」に「不動産及びその従属物」及び「取得価格が50万円以上のもの」の欄を追加するなど実績報告書の様式を見直すこととされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P101)	観光の核づくり推進補助金については、令和5年度をもって事業が終了しているが、令和7年度に創設した補助制度では、実績報告書に取得財産に係る欄を追加し、適切な財産の把握を行えるよう整備した。	観光課
18 「取得財産等管理台帳」の様式の見直しについて 補助金を財源に事業者が取得した財産等について、県ではリストアップした管理台帳等が存在するか確認したところ、そのような資料は存在しない旨の回答を得た。事業者には善良な管理者として注意義務があり、取得財産等の管理については補助事業者の責任において管理しなければならないというのが、その理由である。しかしながら、補助金により取得した不動産及びその従物の処分の制限期間が10年とされていること、また、取	観光の核づくり推進補助金については、該当する補助事業者に向けて、10月下旬を目途に適切な財産管理について改めて周知を行う。 また、令和7年度に創設した補助制度では、補助事業者向けに取得財産の管理台帳に係る様式を示すなど、補助事業者が適切に財産管理を行えるよう整備した。	観光課

得価格が 50 万円以上の財産の処分制限が原則 5 年とされていることから、当該事業者は補助金により取得した財産とそれ以外の財産を区別して管理しなければならないとともに、県は、その管理・処分の状況を把握するために管理台帳等を整備することとされたい。 (令和 6 年度包括外部監査結果報告書 P101)		
19 津久井湖観光センター建物台帳「耐震診断実施年度」欄の是正について 津久井湖観光センターの建物は、その取得日が昭和 43 年 10 月 31 日である。新耐震基準を織り込んだ建築基準法は昭和 56 年であり、津久井湖観光センターの建物はそれ以前に取得している。そこで、耐震診断の実施の有無を質問したところ、令和 2 年 7 月に耐震診断を実施している旨の回答を得た。しかしながら、監査人が建物台帳を確認したところ、「耐震診断実施年度」欄に記載がないことが判明した。ただし、監査期間中には是正措置が講じられ問題は払拭しているが、今後、台帳への記載は正確かつ適時になされることに留意願いたい。 (令和 6 年度包括外部監査結果報告書 P107)	今後、新たに施設を取得した際は、耐震診断実施に限らず、建物台帳の記載項目の状況について、適宜確認していく。	観光課
20 スポーツセンターの利用状況の改善について 令和 5 年度のスポーツセンター費は当初予算 561,520 千円に対して実績は 491,984 千円であった。減額となった理由は、宿泊棟の利用者が少なかったため、スポーツセンター維持運営費のうち光熱水費が 62,536 千円の執行残となったからである。令和 5 年度のスポーツセンター費 491,984 千円を総利用者 301,452 人で割ることにより、利用者一人当たりコストは、1,632 円/人と推計することができる。利用率が低い施設の利用者数を増やすことによって、スポーツセンターの利用者一人当たりコストをさらに低く抑えれば、より費用対効果を高めていくことができる。 令和 5 年度の月別の利用人数報告書を見ると、メインフロア、プール、トレーニングルーム、フットサルコート及びテニスコートの利用率は 90%を超えており、利用状況は良好である。これに対して、宿泊棟は年間の利用日数が 131 日であり、年間営業日数（307 日）の 40%程度に留まる利用率となっている。また、これ以外にも、ボクシングフロアとウェイトリフティングフロアの利用日数は各々 85 日と 95 日であり、年間営業日数（307 日）の 3 分の 1 にも満たない利用率である。さらに、グリーンハウスのラウンジの専用利用の日数は、年間で合計 26 日であり、1 日も専用利用がない月も見られる。 県は、ホームページにおいて各施設の写真、整備状況（どのような規模の施設か）及び料金表等を掲載してスポーツセンターを紹介しているが、利用率が低い宿泊棟、ボクシングフロア、ウェイトリフティングフロア及びグリーンハウスのラウ	スポーツセンター全体としては、令和 5 年 10 月から改修工事のために閉鎖していたアリーナ 1 が、令和 7 年 7 月以降使用可能となったことや、現在工事中である球技場 1 の天然芝改修工事が令和 8 年 6 月に完了し、天然芝グラウンドの利用日数が増加する計画であることから、令和 8 年度以降は、総利用者数の増加を見込んでいる。 また、サイクルツーリズムの広報においても、立ち寄りスポットとして掲載しており、今後、施設を利用する新規層の獲得も期待できる。 さらに、令和 6 年度に開設したスポーツセンターの Instagram を活用し、これまで広報が比較的届きづらかった層にもアプローチしていく。こうした広報媒体を活かし、スポーツセンターの利用案内等を投稿する回数を増やす等、周知に力を入れていく。 利用率が 40%程度に留まる宿泊棟の利用促進策として、スポーツ合宿の利用を想	スポーツ課

ンジ等については、利用率を増やすべく、例えば、実際の利用状況の写真を掲載して、どのような団体やグループがどのような目的で利用しているかを宣伝するなどして、より周知の程度を高めるなど検討することとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P110)	定し、大学・大学生へのアプローチが必須と考え、県内大学と県の連携体制を活用し、合宿での活用について積極的に広報を行っていく。同じく利用率が低いグリーンハウスのラウンジについては、専用利用がない時間帯は一般見学や施設利用者の飲食・休憩場所として無料開放していることなどもわかりやすく周知していく。	
21 スポーツセンターにおける貸出用具の受払管理のルール化について スポーツセンターでは、貸出用具の貸出管理について、各職員に1台ずつ貸与されているPCのスケジュール共有ツールに貸出先、搬出予定日及び搬入予定日を記録すると同時に物品貸付申請書又は物品借用申込書を所定のボックスに入れ、これらを確認しながら貸出用具の搬出・搬入を行っている。 これら事務はマニュアルで定まっているが、別途貸出結果の集計においては記載上のルールがないために貸出内容が正しく登録されていないなどの状況が散見された。 貸出用具の一つ一つは高価なものであり、これをスポーツセンター外に貸し出していることから、その使用状況、紛失・廃棄の状況、必要な在庫数量及び購入数量を適切に管理するために、マニュアル等を精査し、より一層適正な貸出管理業務に努めることとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P113)	貸出内容を登録し貸出結果を集計する「貸出物品状況(実績台帳)」について、様式を改正し、記載上のルールを定めるとともに、棚卸に用いる様式について、貸出用具の使用状況、紛失・廃棄の状況及び在庫数量をより適切に管理できる様式に改正した。 令和7年2月に、これらの様式及び運用方法並びに必要な在庫数量を管理するための予約表ファイル(既存様式)を既存のマニュアルに盛り込み、より一層適正な貸出管理業務に資する改正を行った。	スポーツ課
22 生涯スポーツ推進事業費の有効性について 生涯スポーツ推進事業費は様々な事業を内包しており、事業として一つの目標を設定することが困難であることから、県では、これまで目標を設定しておらず、当該事業費の有効性を評価していなかった。一つ一つの事業の予算は少額であるが、スポーツに親しむきっかけを創り、スポーツの習慣化を図るという当該事業費の目的に近いと考えられる目標、例えば、レクリエーション指導者の派遣実績などスポーツを楽しむきっかけ創りのために実施した複数の項目を目標として設定することは可能であり、そのような複数の目標によって当該事業費の有効性を測定すべきであった。 県は、令和6年度から県民スポーツ月間に係るイベント参加者数の目標を500,000人と設定したことから、生涯スポーツ推進事業の有効性の観点から、個々の事業と関連するイベントの参加者数を正確に把握して予算執行の効果検証に繋がらされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P115)	令和6年度から定めた事業目標(県民スポーツ月間に係るイベント参加者数の目標)に係る数値を正確に把握し、予算執行の効果検証に繋がっていくこととする。	スポーツ課

23 アンケート実施に伴う効果検証業務委託の有効性について 県は、幼児期からの運動習慣形成プロジェクト事業に係るアンケート実施に伴う効果検証業務 900 千円を事業者に委託した。この委託業務は、幼児期からの運動習慣の形成を図るため、親子ふれあい体操教室を開催し、当該教室に参加した保護者を対象にアンケートを行い、その参加前後の子どもや保護者の意識や活動量等の変化を調査し、比較対象としてプロジェクトに参加しない幼稚園等に対しても同様の調査を実施して効果検証を行うというものである。効果検証を行うための調査はオンラインにより、親子ふれあい体操教室の事前（初回調査）、実施直後（2 回目調査）及び実施 1 週間後（最終調査）の 3 回行われた。その結果、体操教室の参加者 115 名に対して、初回調査における回答者数は 24 名で回収率は 2 割強、最終調査における回答者数は 8 名で回収率は 1 割弱という結果であった。 当該委託は、アンケート実施に伴う効果検証業務であるが、一番肝心なアンケートの回収率が非常に低いことから、十分な効果検証ができたとは言いがたく、したがって、当該事業費 900 千円の有効性には疑問があると言わざるを得ない。 したがって、県は、幼児期からの運動習慣形成プロジェクト事業について、事業の有効性の観点から、事業効果の検証方法を見直すこととされた。 (令和 6 年度包括外部監査結果報告書 P117)	令和 6 年度の幼児期からの運動習慣形成プロジェクト事業における効果検証業務については、業務委託ではなく、県職員自らがアンケートを作成、配布、回収する手法へと切り替えて実施した。 その結果、事業費をかけずにアンケート回収率（最終調査）は 34.6%に向上した。	スポーツ課
24 商業施設でのウォーキング促進事業の有効性について 県は、働く世代の女性の運動促進事業費のうち商業施設でのウォーキング促進事業として、運動する時間が取りにくい県の 20 代から 40 代までの働く世代の女性を対象に、日常生活の延長で気軽にできる取り組みとして、買い物をしながらのウォーキング促進キャンペーンを実施した。これは、ウォーキング実践期間中に実施商業施設内を 1 日あたり 1,000 歩以上のウォーキングを実践してもらい、その実践が 12 回、24 回、36 回となるに応じてインセンティブ（イオン商品券）を付与するというものであった。また、3 回目のインセンティブ付与（36 回達成）時とウォーキング実践期間終了後の 2 か月後の合計 2 回にわたって、活用アプリからのアンケートを実施している。 県は当該事業において当初 3,375 人が 36 回を達成すると想定していたが、これを達成した人数は 287 人となり、想定 1 割にも満たない状況であった。また、県は運動習慣を定着させた女性の目標人数を当初 2,700 人としていたが、実際に「行動変容した」と回答した人数は上記 12 回の達成時でも 436 人であることから、事業の有効性に疑問があると言わざるを得ない。	令和 6 年度は次のとおり工夫して実施した。 ・開催場所は、5 年度は 1 か所だったが、6 年度は 2 か所に増やした。 ・インセンティブ付与のタイミングについては、5 年度は、達成回数が 12・24・36 回と 1 か月後のアンケートに回答時の計 4 回だったが、6 年度は、6・12・18・24・30・36 回と 1 か月後のアンケートに回答時の計 7 回に細分化して回数を増やすとともに、5 年度は紙媒体の商品券だったが、6 年度は WAON ポイント及びデジタルお買物券にデジタル化し、利便性を向上させた。 その結果、令和 6 年度の参加者数は 3,692 人（令和 5 年度 482 人）となり、実際に「行動変容した」と回答した人数	スポーツ課

キャンペーン終了後1か月後のアンケート結果では「運動を続けている」と回答した人数が130人であったことから、この人数を実際に行動変容した人数とみなした場合、一人当たりコストは@24,953円(=3,244千円/130人)と計算される。これは、当初の目標人数における一人当たりコスト@3,831円(=10,344千円/2,700人)の6倍以上となっていることから、やはり事業の有効性に疑問があると言わざるを得ない。 今後も同様の事業を実施する場合、県は、事業の有効性の観点から、ウォーキングの実施場所・方法、アンケートの方法などを見直すこととされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書P119)	(12回達成時)は730名となった。 なお、本事業は、令和6年度で終了した。	
25 栄養セミナーの有効性について 県では、スポーツ医科学及び栄養学的側面から競技力向上やスポーツ障害の予防を図るため、ジュニア・ユースアスリート等を対象にしたトレーニング指導、食事摂取及び栄養バランスに関するセミナー等を委託事業として実施し、そのうちアスリート等やその保護者、指導者及びスポーツ栄養に興味のある方を対象にした栄養セミナーを6回開催しているが、参加人数が少なく、全体的に見ても、定員に対して参加人数の割合が約3割と少ないため、事業の有効性に疑問を持たざるを得ない。また、参加人数に対するアンケートの回収割合も約6割であるため、事業の有効性の評価を損なう恐れがある。 当該事業の目標が栄養セミナー受講者の満足度であり、目標80%に対して実績が90%であるから、目標に対して一定の成果は上げていると考えられる。しかしながら、参加者全員からアンケートを回収していないことから、満足度の測定が十分とは言い難い。 以上のことから、県は、事業の有効性の観点から、参加人数を改善する方策を講ずるとともに、アンケートの回収率を向上させる新たな方策を講じることとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書P121)	栄養セミナー事業は令和6年度については事業休止となったが、令和7年度は事業を再構築し、外部委託による実施を検討している。県としては、委託先に対し、参加人数を改善するため、セミナー実施日の直前に参加のリマインドメールを送信することや、アンケートの回収率向上のため、アンケートの趣旨を最初に伝えるとともに、設問数を少なくし、回答にかかる目安時間を提示する等の指導を行っていく予定である。	スポーツ課
26 セーリング体験事業費の有効性について 令和5年度セーリング海上体験会実施業務委託は、県内の複数のハーバーにおいて実際にセーリングを体験し、その楽しさを知ってもらうことによって、東京2020大会セーリング競技が県で開催されたことのレガシーの継承に繋げるとともに、セーリングの普及を促進する目的で実施された。 県はセーリング体験会の参加者数を当初529名と見込んでいたが、天候不良による中止及び当日キャンセルもあって、実際の参加人数は247名であった。ここで、体験者一人当たりのコストを計算してみると、当初予算の参加人数であればコストは@15,985円(=8,456千円/529名)となる	令和6年度は次のとおり工夫して実施した。 ・八景島マリーナでは、雨天時に、体験乗船の中止はあっても、体験会は実施できるため、雨天用プログラムについて八景島マリーナとも調整し、令和5年度よりも開催回数を増やした。 その結果、昨年度よりも参加人数を増やすことにつながり、一人当たりのコストが@27,091円(=8,967千円/	スポーツ課

のに対して、実際の参加人数であればコストは@ 34,235 円 (=8,456 千円/247 名) となる。これは、一般のセーリング体験教室の料金よりも割高になっている。この点を県に質問したところ、「一般のセーリング体験教室は各ハーバーやマリナー、競技団体等で行っているものを指すと思いますが、そうした体験教室は、今後ハーバーやマリナーの利用者・顧客になってもらうための経営戦略的な価格設定となっており、県主催の体験会と同列に比較することは難しいと思われます。」との回答であった。 確かに、コスト面で県主催の体験会と一般のそれとを比較するに無理があるのかもしれないが、当該事業の参加者が当初想定した人数の半分以下であること自体を鑑みれば、事業の費用対効果に疑問があると言わざるを得ない。したがって、県は、事業の有効性の観点から、一人当たりのコストを少なくするために、新たな策を講じることとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P124)	331 名) で実施することができた。 なお、令和7年度は、さらに一人当たりのコストを少なくするため、委託内容や体験方法を見直すことによって、より費用対効果を得られるよう検討することとする。	
27 スポーツ会館の未使用物品について スポーツ会館は、平成10年のリニューアルオープン後、約26年が経過している。そのため、物品も老朽化が進み、未使用になった複数の物品が生じたものと考えられる。このような状況を鑑みれば、物品を適切に管理しているとは言い難く、したがって、今後は適切に活用ないし廃棄することとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P129)	監査の結果を踏まえ、故障等により未使用となっていた物品4点については、令和7年度中に廃棄することとした。 今後は、毎年実施している備品の現物照合で使用不能等の状況にある物品を確認した場合は、修理や廃棄を行うなど、物品の適切な管理を徹底していくこととした。	スポーツ課
28 スポーツ会館の雨漏りについて スポーツ会館は、昭和39年第18回オリンピック東京大会開催記念事業として、日本体育協会オリンピック振興資金財団の交付金を活用し、県民スポーツ振興・心身の健全な発展に寄与するための施設として、昭和43年1月にオープンした。そして「かながわ・ゆめ国体」の本県選手団競技本部として活用するとともに、生涯スポーツ推進の拠点施設として、平成10年4月にリニューアルオープンしている。 スポーツ会館の体育館において、令和元年12月に雨漏りが発生した。それ以降、雨漏りの調査とその補修工事を繰り返しているが、今も体育館の倉庫等で雨漏りが発生している。その原因として、修繕が「屋根不良部補修工事」、「屋根軒先一部シーリング打替え工事」、「屋根軒先一部箱樋修繕他工事」及び「外壁シーリング工事」と部分的な工事になっていることが考えられる。したがって、スポーツ会館の施設全体の老朽化を調査し、施設全体として修繕を計画することとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P133)	雨漏りを含めた施設老朽化への対策として、令和6年度に外壁等改修工事に向けた実施設計委託を行い、令和7年度中の施工を予定している。本工事においては、全体的な雨漏りの解消を図るべく、施設全体の外壁改修、屋根改修及び防水改修を行うこととしている。	スポーツ課
29 スポーツ会館の体育館の暑さ対策について	監査の結果を踏まえ、大型	スポーツ課

指定管理者によれば、熱中症により救急車で運ばれるという事態は生じていないものの、体育館内で体調を崩して救護室で休まれる利用者も一定数存在するとのことである。体育館の暑さとの因果関係は不明であるが、令和5年度のアンケート結果を鑑みれば、今後は体育館の暑さによる熱中症を含む体調不良者を出さないようにするため、扇風機や冷房設備を設置して夏場の暑さ対策を実施すべきである。 すなわち、体育館の利用者に健康被害が生じればスポーツ会館の目的である「心身の健全な発展」を害すること、また体育館の暑さを避けて利用者が減少する可能性があることから、県は、事業の有効性の観点から、指定管理者と協議のうえ、体育館に扇風機など空調設備の設置を検討されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P135)	扇風機の無償貸出について、施設の窓口において、より積極的な周知を行うとともに、令和7年4月21日に館内へ冷水機を設置した。	
30 スポーツ会館のバスケットゴールの故障について 平成31年にバスケットゴールを収納することができないという事案が発生していたが、指定管理者は操作盤（押しボタン式）でバスケットゴールの出し入れを何回か行ったり、バスケットゴールに直接的刺激を加えたり調整を施しながら使用していた。これでは根本的な解決にはならない。また、指定管理者は、メーカーの担当者から、全体的な経年劣化が原因であるため故障部分が断定できず、部品交換等による応急的な対応では完全に復旧できる確証がないこと、また納入から20年以上が経過した商品については修理を行っていないことの回答を得た。 その後、令和5年8月に体育館入口側のバスケットゴールが故障し、収納できなくなったため、故障から令和6年7月までに至る約1年間にわたって、バスケットゴールが使用できない状況となった。その結果、利用者アンケートにおいて、バスケットゴールの修理の要望が多数生じている。なお、指定管理者からは、バスケットゴールの故障により、スポーツ会館の利用を辞めるバスケットチームもあると伺っている。 このような事態はスポーツ事業の費用対効果を損なう恐れがあることから、今後も施設に同様の不具合が生じた場合、県は、事業の有効性の観点から、指定管理者と協議のうえ、速やかに改修を図られたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P137)	バスケットゴールについては、令和6年7月に全面更新を行った。今後、経年劣化が進む物品や設備等を計画的に更新していく予定であるが、予期しない不具合が生じた場合には、早急な修繕に向けて対応するよう努めていく。	スポーツ課
31 西湘スポーツセンターの施設の老朽化について 西湘スポーツセンターは昭和57年の開設から約42年が経過している。監査人が施設を視察したところ、老朽化が進み、修繕が必要な箇所や備品の入替えが必要な箇所が散見された。この点、指定管理者は利用者の安全に支障を生じうると認	施設の修繕については、令和6年度に老朽化したトイレ配管の付け替えも含めたバリアフリー化の大規模改修工事や錆びにより劣化している管理棟屋上配管保温材の更新工事を実施した。	スポーツ課

識していながらも、監査日現在、修繕していない箇所が存在している。 また、利用者の満足度アンケートの結果においても、施設・設備の状態が「あまり良くない・悪い」と答えた利用者が他の施設と比較して高い結果となっている。 以上のことから、利用者が快適な環境でスポーツを楽しみ、その振興と、健康・体力の維持増進を図るため、県は、事業の有効性の観点から、施設の老朽化に応じ計画的に修繕を実行することとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P146)	また、備品についても、施設開設以降更新を行ってこなかったバスケットゴール4基を令和6年度に更新した。 今後も、指定管理者からの報告や点検等により施設の状況を把握し、計画的に修繕等を実施していく予定である。	
32 西湘スポーツセンターの未使用物品について 西湘スポーツセンターは昭和57年の開設から約42年が経過している。そのため、物品も老朽化が進み、未使用になった多数の物品が生じたものと考えられる。監査日現在、未使用物品の中には、階段の踊り場など館内の空いたスペースに放置されている使用不可能な物品も存在した。このような状況を鑑みれば、物品を適切に管理しているとは言い難く、したがって、今後は適切に保管ないし廃棄することとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P150)	故障等により未使用となった多数の物品について、廃棄を行う物品を選定し、令和7年度中に廃棄することとした。 今後は、毎年実施している備品の現物照合で使用不能等の状況にある物品を確認した場合は、修理や廃棄を行うなど、物品の適切な管理を徹底していくこととした。	スポーツ課
33 西湘スポーツセンターの管理物品に対するシール添付について 県の財務規則第167条において、「物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない。」と規定している。監査人が物品5件をサンプルして確認したところ、1件については、シールが添付されていなかったことから、これを添付されたい。 また、監査人が確認したサンプル5件のうち4件については、シールが添付されていたものの、異なる管理番号と受入年月日が記載されたシールが2枚添付されていたことから、古いシールについては、斜線を引くか破棄するかなどして整理されたい。 以上のことから、県は監査人が確認したサンプル5件のみではなく、全ての物品を再確認して是正されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P154)	令和6年度中に物品の現物確認を行い、全ての備品について、古いシールの破棄と新しいシールの貼り付けを行った。	スポーツ課
34 山岳スポーツセンターのスピードクライミング教室の有効性について 山岳スポーツセンターは、平成10年かながわゆめ国体（山岳競技）の開催を契機に、従来の機能に加えて新規の屋外施設として競技用のクライミングウォールが設置され、令和2年4月からは、屋外スピードウォールが新設された。ここで、スピードクライミング教室は、年間の定員84人に対して参加者が令和4年度で32人、令和5年度で62人となっており、いずれも定員数を	今後、スピードクライミング教室の参加者を増加させるため、ボルダー利用者や学校の部活動関係者へのスピードクライミング教室参加の呼びかけ、県広報の活用などを実施していく。 なお、スピードクライミング教室は、安全性の確保のため、山岳スポーツセンターのスピードクライミングを利	スポーツ課

大幅に下回っており、費用対効果の観点から事業の有効性に疑問を持たざるを得ない。 その対策として県は「令和5年度にスピードクライミング大会を開催するなど、スピードクライミングの認知度や競技人口の増を目指しています。」及び「今後、県の広報を活用するなどにより、より多くの方に周知を行っていくことも検討しています。」と回答しているが、これによって教室参加者が直ちに増加するか否か不明であることから、県は、費用対効果の観点から、スピードクライミングの教室参加者を増加させるための具体的な方策を早急に策定・実行すること、あるいは教室の廃止を検討することとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P157)	用できる資格を与えるために行っており、教室を廃止することは困難である。	
35 宮ヶ瀬湖カヌー場の月例業務報告書提出の指導について 監査人が宮ヶ瀬湖カヌー場について令和5年度における指定管理者からの月例業務報告書を閲覧したところ、提出期限（各月に作成し、翌月10日までに県に提出という期限）が守られていない報告書（令和5年3月分、4月分、5月分）を識別した。 このような事態は、指定管理者の問題だけではなく、県にも問題があったと言わざるを得ない。すなわち、県は指定管理者から月例業務報告書の提出を受け、その管理状況を把握するとともに、必要な緊急対応その他を指示しなければならないところ、それが遅延しているという問題が生じている。したがって、県は、指定管理者に対して、基本協定に基づき、月例報告書を期限どおり提出するよう指導されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P160)	監査の結果を踏まえ、指定管理者に対し、月例業務報告書の提出期限の遵守について指導を行い、所属担当者と指定管理者間で意識の共有を図った。 その結果、遅延のあった令和5年3月分、4月分、5月分以降の月例業務報告書については、全て提出期限内に受理している。	スポーツ課
36 起案書における金融商品のリスクの記載について K I Fでは、投資有価証券を購入及び売却する場合、起案書を事務局長が作成し、別添として債券の入替案及び証券会社からの資料を添付し、専務理事の決裁を得ている。 そこで、有価証券の購入及び売却に係る決裁資料の提示を依頼し、閲覧したところ、起案書の内容を見ると、主に購入銘柄や購入金額、購入商品案についてのメリット等の記載がされているものは見られたが、リスクの記載がされているものはほぼなかった。 この点、購入する金融商品にリスクがないのであれば問題ないが、令和5年度に購入している投資有価証券は元本割れのリスクや不動産価格の変動及び収益状況の悪化に関するリスク、流動性リスクなど、一定のリスクがあることを鑑みると、専務理事の判断指標として商品のリスクに関する情報はとても重要であると考えられる。	投資有価証券の購入等においては、関係資料を起案書に添付し、決裁を受けているところであるが、監査結果を踏まえ、令和7年度中に決裁手続きを見直し、資産運用に係る起案書に必要な確認項目を様式化することなどにより、リスク記載の明確化を図る方向で検討を行っている。 なお、金融商品のリスクについては、証券会社からの資料や説明等に基づいて財団内で精査を行っている。	K I F (国際課)

したがって、金融商品の購入及び売却の場合の起案書には、そのリスクに関する情報も記載するよう検討されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P168)		
37 大規模な投資有価証券の入れ替えについて 公益財団法人かながわ国際交流財団定款第42条第1項第5号を見ると、長期又は多額な借入金及び重要な財産の処分又は譲受けは理事会の職務執行の権限の一つとして挙げられている。 K I Fは令和5年度において、約33億円分の投資有価証券を売却し、約30億円の投資有価証券を購入しているが、当該手続は専務理事の決裁のみで実行されており、理事会の承認や決定は行われていなかった。 この点、約33億円の投資有価証券を売却していることは、定款第42条第1項第5号の重要な財産の処分に該当するのではないかと考えられる。また、投資有価証券の残高は約33億円あり、資産合計約39億円の約8割を占めていることを鑑みても、重要な財産にあたると思われる。 したがって、個々の銘柄の購入及び売却については、資金運用規程第9条で定められた専務理事の決裁により執行することは承知しているが、これだけ大規模な投資有価証券を入れ替える際には、K I Fにとって重要な財産の処分に該当すると考えられることから、今後このような大規模な投資有価証券の入れ替えを行う場合には理事会の承認も得ることを検討されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P170)	再投資を目的とする債券等の売買（入替）は、定款第42条第1項第5号の重要な財産の処分には該当しないと認識している。また、資金運用については、資金運用規定により、専務理事の決裁により執行され、理事会の承認等は規定されていない。 しかし、監査の結果を踏まえ、大規模な有価証券の入替えが想定される場合には、必要に応じて、理事会への報告等を行うなど、令和7年度中に資金運用規程の見直しを行う方向で検討を行う。	K I F (国際課)
38 金種票のダブルチェックについて 財務に関し必要な事項を定めた公益財団法人かながわ国際交流財団財務規程第21条によれば、現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月月末の残高を銀行帳簿と照合してその正確性を期さなければならないこととされている。 この点、日々の業務の中で使用する少額決裁用の資金である小口現金については、一般的に、担当者が小口現金を私的に流用する不正が発生した結果、実際には存在していない小口現金が資産として計上される、すなわち架空の資産が計上されるリスクがあり、出納事務の正確性が求められる。このようなリスクに対しては、日々の実査、実査結果と帳簿残高との照合及び上長による承認、適切な職務分掌、担当者のローテーションなどの内部統制を構築することが重要である。 しかしながら、K I Fの残高照合に用いられている金種票の作成は担当者のみで完結しており、ダブルチェックを行えておらず、出納事務の正確性を担保する運用ができていないと言える。 K I Fからの説明によれば勤務体制として複数配置を常態化させることが難しいため、確認者に	勤務体制として複数配置を常態化させることが難しい状況に変わりはないが、金種票のダブルチェックが確実なものとなるよう、令和7年度中に勤務体制の見直しを行う。	K I F (国際課)

よる確認を省略しているということであるが、現金出納帳ファイルにある令和4年度及び令和3年度の残高照合の関係資料を閲覧したところ、令和4年度の金種票では約半分の金種票で確認者の押印があり、令和3年度では令和4年度以上の頻度で確認者の押印があったことから、確認者による確認ができないとは言えない。 したがって、小口現金の金種票の作成については、継続的にダブルチェックが行える勤務体制を整えることを検討されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P172)		
39 計算書類等の表示及び承認について 文学振興会は、公益財団法人であるため、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準」の運用指針に基づいて、正味財産増減計算書及び貸借対照表を作成し、これを公表すべきである。公益法人会計基準等においては正味財産増減計算書及び貸借対照表の様式及び勘定科目として大科目及び中科目が示されている。しかしながら、文学振興会の貸借対照表及び正味財産増減計算書の一部の勘定科目については、中科目が表示されずに公表されている。したがって、文学振興会は、公益法人会計基準等に準拠して、貸借対照表及び正味財産増減計算書の勘定科目を中科目で公表することとされたい。 また、定款第12条において、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類等を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものと規定している。しかしながら、文学振興会は、中科目で表示された貸借対照表及び正味財産増減計算書について、理事会・評議員会の承認を受けていない。また、理事会・評議員会の承認を受けていないにもかかわらず、中科目で表示された貸借対照表及び正味財産増減計算書を県に提出している。したがって、公益法人会計基準等に準拠して、中科目で表示された貸借対照表及び正味財産増減計算書を、理事会・評議員会の承認を受けたうえで、県に提出することとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P179)	今後、正味財産増減計算書及び貸借対照表（現在は新公益法人会計基準に基づく変更あり）について、中科目を表示することとし、理事会、評議員会の承認を受けた上で、県に提出及び公表することとした。	文学振興会 （文化課）
40 預り金の相手先が不明な残高について 文学振興会は、経理規程第62条の規定に基づき、事務局長が会計年度末において決算整理事項として未処理事項を整理したうえで、各勘定の締切りを行わなければならない。しかしながら、預り金のうち、661千円については、過去から10年以上も未整理のまま、令和5年度末に勘定を締め切っている。預り金は、所得税、住民税、社会保険料、受託販売に関する預り金など支払い義務を負うものである。したがって、文学振興会は、預り金の不明な残高について、過去に遡って取引記録を確認し、支払先を特定して支払義務を履行すること、仮に特定できない場合には、一定の承	取引記録を精査した結果、預り金661千円のうち、10千円については、キャッシュレス決済の売掛金との齟齬があったため過誤修正した。 残りの651千円については、所得税、住民税、社会保険料、受託販売などの未払いはなく、支払先の特定ができなかったため、税理士と相談し、理事会及び評議員会で承認を得た上で、雑収入として処理することとした。	文学振興会 （文化課）

認を得たうえで、不明残高を抹消する会計処理をすることとされたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P188)		
41 指定管理者制度の実績報告書の見直しについて 神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 48 条によれば、指定管理者である芸術文化財団は、会計年度の終了後 45 日以内に県に実績報告書を提出しなければならない。加えて、芸術文化財団は、この実績報告書を県民に周知する義務も課せられている。 芸術文化財団によれば、自らのHPにて公表している事業報告書が当該実績報告書に該当するという説明である。しかしながら、事業報告書においては、公益法人として公益目的事業や収益事業であることを明示するために公1、収1、収2及び法人の記載があるものの、指定管理者として指定管理業務に該当するか否かの記載が明確でない。 すなわち、芸術文化財団によれば、事業報告書のうち、「3 (1) イ 共生共創事業」は、県からの委託業務に該当し、指定管理業務に該当しないという説明であるが、この点は事業報告書の記載では不明確である。 本来、指定管理者制度と公益法人制度は別の制度であるから、それぞれの制度趣旨に従って報告書を作成し、これを県民に周知すべきものと考えられる。事業報告書をもって実績報告書を兼ねたものとするのであれば、事業報告書の内容を公益法人制度の観点からのみで記載するのではなく、指定管理者制度の観点からも記載するよう、その記載する内容を見直されたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書 P193)	芸術文化財団がホームページにおいて公表している事業報告書を、基本協定書に定めた実績報告書も兼ねたものとするため、令和6年度事業報告書より、指定管理業務とそれ以外の業務が一目で区別できるよう、表記を改善することとした。	芸術文化財団 (文化課)